

平成 27 年度清掃工場余剰電力売払業務における
未納電気料金事案に関する検証報告書

平成 2 9 年 3 月

環 境 局

はじめに

平成 27 年度に契約を締結した西ヶ谷清掃工場での余剰電力売払業務に関し、契約の相手方である日本ロジテック協同組合（以下「日本ロジテック」という。）が破産手続開始決定を受けたことから、本市の歳入となるべき電力料金（平成 27 年 10 月から平成 28 年 2 月分）が未納という状況を生じてしまいました。

このような状況が生じてしまった根本的な原因は、契約相手方である日本ロジテックの経営状況の悪化及び破産手続きの開始にあります。この重大性に鑑み、二度とこのような状況を発生させないよう、法令や手順の遵守を徹底するとともに、組織として業務におけるリスク管理を適切に行う体制を整え、再発防止に向けて全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

その取組みにあたり、今回、庁内関係各課による「余剰電力売払業務検証委員会」を立ち上げ、多額の債権が未納になるといった事態に至った経緯において、本市（環境局）の対応における問題点等の検証を行い、改善すべき点等を明らかにしましたので、報告します。

目次

1	事案の概要	1
	(1) 余剰電力売払業務	
	(2) 平成 25 年度及び平成 26 年度における契約の状況	
	(3) 平成 27 年度の契約の状況とその対応	
2	問題点の検証	14
	(1) 問題点の概要	
	(2) 債権管理に対する意識	
	(3) 滞納となった事案への対応	
	(4) 契約等における問題点	
3	再発防止のための取組み	19
	(1) 債権管理の徹底	
	(2) 内部統制機能の向上	
	(3) 契約方法等の見直し	
	(4) 国への要望	
4	関連する全庁的な取組み	23
	(1) 債権管理 【滞納対策課】	
	(2) 内部統制機能の向上 【コンプライアンス推進課】	
	(3) 契約 【契約課】	
5	新たな契約方法について	25

1 事案の概要

(1) 余剰電力売払業務

ア 余剰電力売払業務の概要

環境局廃棄物処理課（以下「所管課」という。）が所管する西ヶ谷清掃工場及び沼上清掃工場は、廃棄物の処理により生じる熱を利用して発電を行い、清掃工場の運転に要する電力に使用している。自家消費以上に発電された余剰電力については電気事業者に売却し、歳入を得ている。

この余剰電力売払業務は、発電電力量が廃棄物処理量に左右されることや、廃棄物処理を行う限り発電を止めることができないといった特徴がある。

また、売払い対象が電力であることからストックをすることができず、電力料金の納入を確認するまで引き渡しを行わないといった措置を取ることもしない。

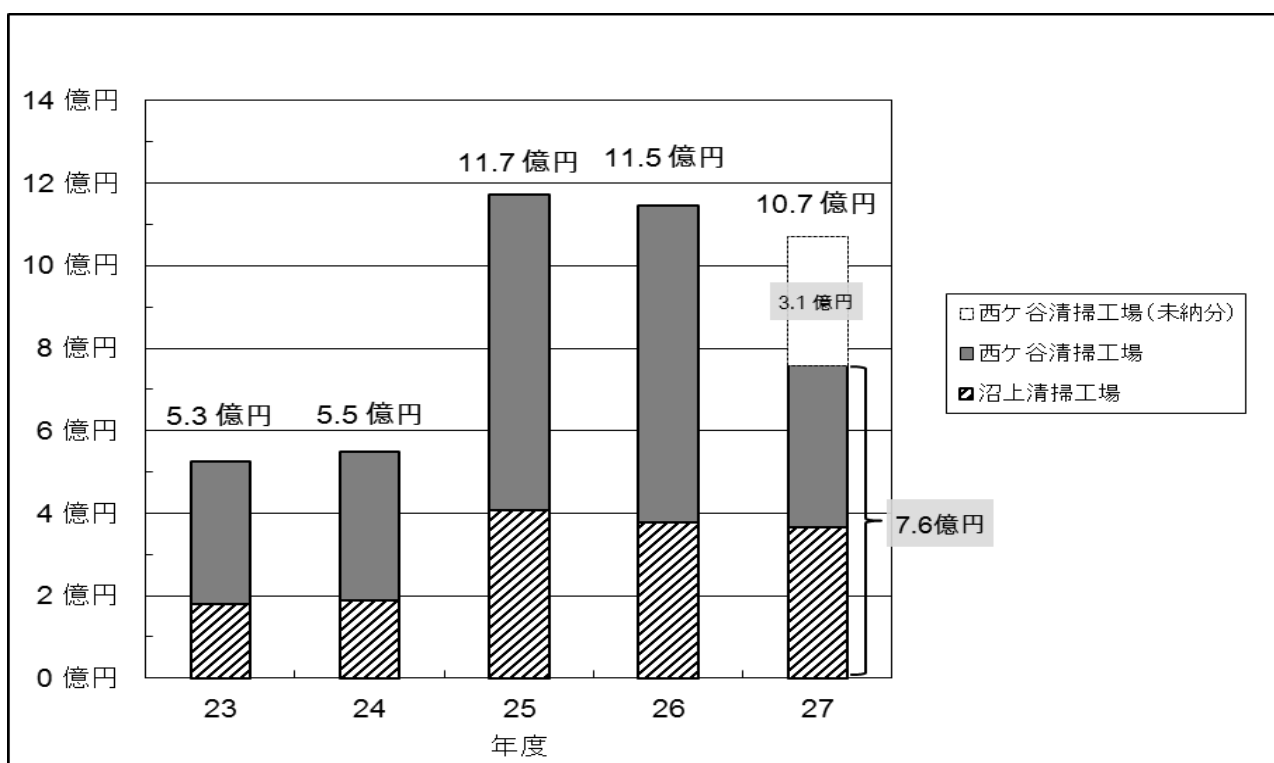
イ 余剰電力売払業務の経緯

余剰電力を売払う相手先について、平成 24 年度までは中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）と単独随意契約により契約を締結していた。

平成 24 年度に総務省から、「地方公共団体が行う売電契約については、地方自治法の規定により、一般競争入札により締結することが原則」とする通知が発出されたことや電力の一部自由化という社会的変革を受ける形で、平成 25 年度から契約方法を一般競争入札に切り替え、特定規模電気事業者（※1）も契約の対象とすることとした。これにより、電力の売払単価の上昇という効果を生みだし、結果として、平成 25 年度と平成 26 年度の 2 年間で約 10 億円の増収となっている。

※1 特定規模電気事業者：平成 28 年 4 月 1 日施行の改正電気事業法以前に規定されていた電気事業者の類型。契約電力が 50 キロワット以上の需要者に対し、中部電力等の一般電気事業者が所有する電線路を介して電気を供給する。PPS (power producer and supplier)、新電力とも呼ばれた。改正電気事業法では、小売電気事業者に相当する。

【余剰電力売払業務における歳入金額の推移（税込）】



【余剰電力売払業務における電力売払平均単価（税込）】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
平均単価 (円)	8.26	8.72	19.04	19.41	18.31
← 日本ロジテックと契約 →					
	西ヶ谷清掃工場	西ヶ谷清掃工場	西ヶ谷清掃工場	西ヶ谷清掃工場	西ヶ谷清掃工場
	沼上清掃工場	沼上清掃工場	沼上清掃工場	沼上清掃工場	—

(2) 平成 25 年度及び平成 26 年度における契約の状況

平成 25 年度及び平成 26 年度における西ヶ谷清掃工場及び沼上清掃工場の余剰電力売払契約に関し一般競争入札を執行したところ、日本ロジテックが落札したことから契約を締結した。

《平成 24 年度》

平成 24 年 12 月 14 日

平成 25 年度分の契約について公告

平成 24 年度までは中部電力との単独随意契約であったが、平成 25 年度から特定規模電気事業者までを対象とする一般競争入札に変更した。

平成 25 年 2 月 1 日

平成 25 年度の余剰電力売払契約について入札執行

- ・ 西ヶ谷清掃工場

日本ロジテック、オリックス株式会社電力事業部、株式会社エネット、丸紅株式会社、中部電力、サミットエナジー株式会社の計 6 社が入札に参加し、日本ロジテックが落札した。

- ・ 沼上清掃工場

日本ロジテック、オリックス株式会社電力事業部、株式会社エネット、丸紅株式会社、中部電力、サミットエナジー株式会社の計 6 社が入札に参加し、日本ロジテックが落札した。

平成 25 年 2 月 25 日

日本ロジテックと平成 25 年度分の契約を締結した。

《平成 25 年度》

平成 25 年 12 月 9 日

平成 26 年度分の契約について公告

平成 26 年 2 月 6 日

平成 26 年度の余剰電力売払契約について入札執行

- ・ 西ヶ谷清掃工場

株式会社 F-Power、サミットエナジー株式会社、日本テクノ株式会社、丸紅株式会社、株式会社エネット、日本ロジテック、ミツウロコグリーンエネルギー株式会社の計 7 社が入札に参加し、日本ロジテックが落札した。

- ・ 沼上清掃工場

株式会社 F-Power、サミットエナジー株式会社、日本テクノ株式会社、丸紅株式会社、株式会社エネット、日本ロジテック、ミツウロコグリーンエネルギー株式会社の計 7 社が入札に参加し、日本ロジテックが落札した。

平成 26 年 2 月 7 日

日本ロジテックと平成 26 年度分の契約を締結した。

《平成 26 年度》

平成 26 年 12 月 8 日

平成 27 年度分の契約について公告

平成 27 年 2 月 5 日

平成 27 年度の余剰電力売払契約について入札執行

- ・ 西ヶ谷清掃工場

丸紅株式会社、株式会社エネット、日本ロジテック、テプコカスタマーサービス株式会社、日本テクノ株式会社の計 5 社が入札に参加し、日本ロジテックが落札した。

- ・ 沼上清掃工場

丸紅株式会社、サミットエナジー株式会社、株式会社エネット、日本ロジテック、日本テクノ株式会社の計 5 社が入札に参加し、サミットエナジー株式会社が落札した。

平成 27 年 2 月 7 日

日本ロジテックと平成 27 年度西ヶ谷清掃工場分の契約を締結した。

(3) 平成 27 年度の契約の状況とその対応

平成 27 年度の余剰電力売払契約における一般競争入札を執行したところ、西ヶ谷清掃工場分について日本ロジテックが落札し契約を締結した。その契約に基づき電力料金を請求してきたところであるが、契約当初から多少の納付遅延が生じていた。平成 27 年 9 月分までは、数日から 1 か月程度の納付の遅延はあったものの催告後納付されていたが、10 月分以降の電力料金については再三の催告によっても納付されず、未納の状況が続いていた。

このような状況から契約相手方の債務不履行を原因として、平成 28 年 2 月未限りで契約解除を行い、3 月分の余剰電力の売払いについては中部電力と契約を締結した。

その後、日本ロジテックは 4 月 15 日に東京地方裁判所に対して破産手続開始の申し立てを行い、同日、破産手続開始決定を受けた。本市は、6 月 22 日に日本ロジテックに対して有する債権について記載した破産債権届出書を破産管財人あて提出し、9 月 26 日に開催された債権者集会に出席する等債権回収に向けて全力を挙げている。

《平成 27 年度》

平成 27 年 5 月 13 日

日本ロジテックが、支払うべき賦課金（※2）を納付しない事業者として経済産業省に公表された。

※2 賦課金：再生可能エネルギー発電促進賦課金のこと。太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギー普及を目的としている。

平成 27 年 12 月 10 日

日本ロジテックの担当者から、納付が遅延している 9 月分の電力料金を 12 月 18 日に支払う旨の回答を受けた。

平成 27 年 12 月 18 日

11 月分について、電力売払報告書を精査し、請求書を送付した。
支払期限となっている 9 月分の電力料金について納入はなかった。

平成 27 年 12 月 25 日

未納となっている 9 月分の電力料金について、再び催告を行い 12 月 28 日に納付すると回答を受けた。

12 月 19 日が納期限である 10 月分の電力料金の納付時期については、明確な回答を得られなかった。

平成 28 年 1 月 14 日

10 月分の電力料金について、日本ロジテックに対し催告したところ、1 月 15 日から 20 日に支払いが可能と回答を受けた。

また、11 月分の電力料金については、1 月 29 日以降の支払いになると回答を受けた。

平成 28 年 1 月 22 日

12 月分について、電力売払報告書を精査し、請求書を送付した。

10 月分の未納になっている電力料金について、1 月 15 日から 20 日に支払うと伝えられていたが、納付はされなかった。催告したところ、10 月分の支払いについては、1 月 29 日に支払うとの回答を受けた。

11 月分の電力料金については、支払いが多額となるため 2 月 22 日以降になると回答を受けた。

平成 28 年 1 月 28 日

日本ロジテックへ 10 月分の支払いについて催告したが、担当者が不在であった。代理の者から、支払いについて現在調整中のため 1 月 29 日に連絡するとの回答を受けた。

平成 28 年 1 月 29 日

支払期限となっている 10 月分の電力料金について納入はなかった。

平成 28 年 2 月 1 日

未納になっている 10 月分の電力料金について再度催告したところ、2 月 5 日若しくは 10 日頃に支払うとの回答を受けた。

また、11 月分の支払いは 2 月 20 日以降となる見通しであり、支払いの方法は分割にしてもらいたいという申し出があった。

平成 28 年 2 月 2 日

局次長及び庁内関係課に経緯を報告し、契約解除その他の法的措置の検討を始めた。

平成 28 年 2 月 3 日

日本ロジテック担当者に対し、2月8日に静岡市に来庁のうえ、財務状況の説明を求めた。

また、納付が遅れている電力料金について支払う期日を明確にするよう指示したところ、支払確約日として、10月分の電力料金を2月19日、11月分の電力料金を3月10日、12月分の電力料金を3月18日にそれぞれ支払う旨の書類がFAXで送付された。

平成 28 年 2 月 5 日

日本ロジテックを訪問し、財務状況について説明を受けた結果、日本ロジテックの財務状況がひっ迫していると判断し、「分割納付は不可、2月19日を納期限とし、10月、11月分の2か月分の納付がなければ契約を解除する」と通告した。

平成 28 年 2 月 9 日

所管課及び庁内関係課で、今後の方針について協議し、契約解除及び訴えの提起を行うことを決定した。

また、3月分の収入を確保するため、契約解除後の再契約先を選定することも決定した。

配達証明郵便にて、2月19日正午までに納付がなければ契約を解除し、訴えを提起するという内容の督促状を送付し、2月10日に到着した。

平成 28 年 2 月 15 日

1月分について、電力売払報告書を精査し、請求書を送付した。

日本ロジテックの担当者から「2月19日に15億円から16億円の入金があるので、10月、11月分の支払いはできると思われ、入金できるように準備している」と連絡があった。

二役へ今回の経緯について説明を行った。

平成 28 年 2 月 18 日

日本ロジテックを再度訪問し、財務担当者と未納となっている電力料金等の支払いについて協議した。2 月 19 日正午までに未納となっている電力料金を支払うこと及び 2 月 24 日までに未納に伴い発生した延滞金を支払う旨、口頭で回答を得た。

平成 28 年 2 月 19 日

10 月分、11 月分の支払い期限である正午までに入金との連絡がなかったことから、契約解除等通知書を配達証明付き内容証明郵便で送付した。

債権管理委員会へ事案について報告した。

平成 28 年 2 月 22 日

日本ロジテックに契約解除等通知書が届いたことを郵便局に確認後、日本ロジテックへ訪問し、電力供給についての廃止届を日本ロジテック担当者から受領した。

平成 28 年 2 月 24 日

報道各社から、日本ロジテックが平成 28 年度以降の電力事業から撤退することについて、一斉に報道された。

平成 28 年 2 月 25 日

中部電力と 3 月分の契約を締結した。

債権の保全に係る法的措置の検討を始めた。

平成 28 年 2 月 26 日

平成 28 年度分の契約について入札執行

- ・ 西ヶ谷清掃工場

丸紅株式会社 1 社が入札に参加し、丸紅株式会社が落札した。

- ・ 沼上清掃工場

鈴与商事株式会社、丸紅株式会社の計 2 社が入札に参加し、鈴与商事株式会社が落札した。

平成 28 年 3 月 3 日

延滞金（平成 27 年 9 月分までのもの）及び契約保証金相当額（平成 27 年度入札金額の 10%）の請求書を配達証明付き内容証明郵便で送付した。

平成 28 年 3 月 7 日

訴えの提起についての議案を上程。議案は下記のとおり

- ① 未納電力料金（222,595,377 円及び金額未確定である平成 28 年 2 月分）及びそれに係る 2000 分の 1 の延滞金、
- ② 延滞金（平成 27 年 9 月分までのもの：10,576,270 円）、
- ③ 契約保証金相当額の損害金（85,405,947 円）及びそれに係る年 5 分の遅延損害金

を支払え、訴訟費用は被告の負担とする。

2 月分について、電力売払報告書を精査し、請求書を送付した。

平成 28 年 3 月 14 日

日本ロジテックから資産状況の調査等を弁護士に委任したとする通知が到着した。

この通知を受け、当該弁護士あてに未納となっている電力料金の支払時期や今後の日本ロジテックの方針について、質問状を送付した。

平成 28 年 3 月 15 日

報道各社から、日本ロジテックが破産準備をしていると、一斉に報道された。

破産準備報道を受け、裁判所へ訴えを提起する時期は今後の日本ロジテックの動向を注視しながら、慎重に判断することとした。

前日に日本ロジテックから委任を受けた弁護士に対し送付した質問状の回答が到着した。未納となっている電力料金の支払時期や、今後の方針については未定との回答であった。

平成 28 年 3 月 18 日

日本ロジテックへの訴えの提起の議案が議決された。

《平成 28 年度》

平成 28 年 4 月 1 日

入札により決定した電気事業者と平成 28 年度分の契約を締結した。

平成 28 年 4 月 15 日

日本ロジテックが東京地方裁判所に破産手続開始の申立てを行い、同日付で決定された。

正式に破産手続開始決定がなされたことから、訴えの提起を断念することを決定した。

平成 28 年 5 月 10 日

東京地方裁判所から、破産手続開始通知書を受領した。

平成 28 年 6 月 22 日

破産債権届出書を破産管財人あてに提出した。

公益社団法人全国都市清掃会議が、資源エネルギー庁に対し、定期的な経営状況の確認等小売電気事業者登録制度（※3）の充実について要望書を提出した。

※3 小売電気事業者：平成 28 年 4 月 1 日より施行となった改正電気事業法第 2 条第 3 項に規定する電気事業者の類型。電力の小売供給を行うことのできる電気事業者であるが、小売電気事業者となるには経済産業省による登録を受ける必要がある。

平成 28 年 8 月 16 日

環境局内検証部会開催

環境局（以下「局」という。）の関係課で、今回の事案に対する問題点の抽出を行った。

平成 28 年 8 月 24 日

第 1 回 庁内検証委員会開催

多面的かつ詳細な事案の検証及び再発防止策の確立に向け、庁内検証委員会を開催した。

平成 28 年 9 月 6 日

公益社団法人全国都市清掃会議の主催する関係自治体連絡会議へ出席し、他の地方自治体と電力売払契約の対応状況等について情報交換を行った。

平成 28 年 9 月 12 日

第 2 回 庁内検証委員会開催

平成 28 年 9 月 26 日

第 1 回 債権者集会に出席した。

日本ロジテックの破産事件に関し、破産管財人から破産に至った経緯や今後の調査の方針について説明を受けた。

平成 28 年 10 月 20 日

債権管理委員会へ、債権者集会での情報や庁内検証委員会での検証状況等について報告した。

平成 28 年 12 月 21 日

第 3 回 庁内検証委員会開催

平成 29 年 3 月 1 日 (予)

市民環境教育委員会へ検証内容を報告し、公表を行う予定

平成 29 年 3 月 15 日 (予)

第 2 回 債権者集会出席予定

【電力料金の納付状況】

		西ヶ谷清掃工場			沼上清掃工場		
		納期限	納入日	延滞日数	納期限	納入日	延滞日数
平成 25 年度	4月分	6/18	6/12	0日	6/4	6/12	8日
	5月分	7/1	7/2	1日	7/3	7/2	0日
	6月分	7/30	8/12	13日	7/30	8/12	13日
	7月分	9/2	9/10	8日	9/2	9/10	8日
	8月分	10/18	10/18	0日	10/2	10/18	16日
	9月分	11/7	11/29	22日	11/7	11/29	22日
	10月分	12/6	12/20	14日	12/6	12/20	14日
	11月分	1/6	1/20	14日	1/6	1/16	10日
	12月分	2/4	2/20	16日	2/4	2/19	15日
	1月分	3/14	3/20	6日	3/14	3/20	6日
	2月分	4/7	4/18	11日	4/7	4/18	11日
	3月分	4/30	5/15	15日	4/30	5/9	9日
平成 26 年度	4月分	6/21	6/20	0日	7/3	6/20	0日
	5月分	7/19	7/17	0日	7/23	7/17	0日
	6月分	8/20	8/18	0日	8/21	8/15	0日
	7月分	9/19	9/11	0日	9/19	9/11	0日
	8月分	10/16	10/24	8日	10/18	10/24	6日
	9月分	11/18	11/20	2日	11/19	11/20	1日
	10月分	12/18	12/22	4日	1/2	12/22	0日
	11月分	1/22	1/20	0日	2/3	1/20	0日
	12月分	2/26	2/20	0日	2/21	2/20	0日
	1月分	3/21	3/20	0日	3/25	3/20	0日
	2月分	4/17	5/20	33日	4/22	5/20	28日
	3月分	5/30	5/25	0日	5/20	5/25	5日
平成 27 年度	4月分	6/25	7/17	22日			
	5月分	7/18	8/20	33日			
	6月分	8/21	8/27	6日			
	7月分	9/17	9/30	13日			
	8月分	10/17	10/27	10日			
	9月分	11/27	12/28	31日			
	10月分	12/19					
	11月分	1/19					
	12月分	2/23					
	1月分	3/16					
2月分	4/6						

2 問題点の検証

(1) 問題点の概要

ア 債権管理に対する意識

納付の遅延はあるものの電話による催告により電力料金が支払われていたことから、今後も電力料金は支払われるものと考え、納付の遅延が重大な事態であるという認識に欠けていたことから、債権を適切に管理するという意識が低かった。

また、債権管理の事務手続きとして、債権管理台帳を整備することや電力料金の納付が遅れた時点で速やかに督促状を送付すること等が定められているが、実際には行われていなかった。

さらに、平成 27 年 5 月 13 日に、日本ロジテックは、支払うべき賦課金を納付しない業者として経済産業省に公表されていたが、その情報の把握が遅れた。

イ 滞納となった事案への対応

納付の遅延は平成 25 年度から発生していたが、その事実について所管課内でも情報共有がされていなかった。所属長においても債権の状況について確認及び指導を行うことがなく、所管課内の管理体制が不十分であった。

また、納付の遅延が数カ月に至るまで所管課内での対応に終始しており、局内関係課への報告は平成 28 年 2 月 2 日であった。上司及び関係課への報告が遅れたことから、組織としての対応を取ることができなかった。

ウ 契約等における問題点

平成 26 年度分以降の入札を執行した際、日本ロジテックが前年度に複数回にわたり納付を遅延していたにも関わらず、入札参加資格を見直すなどにより不適切な業者として除外することを検討せず、従前どおり入札に参加をすることを認めていた。

また、契約内容についてもリスクに対応する条項を加えるといった対応も取れていなかった。

(2) 債権管理に対する意識

《検証結果》

所管課内において電力料金が債権であるという意識が低く、適切な債権管理事務が行われておらず、情報収集も遅れてしまった。

《検証内容》

ア 日本ロジテックの電力料金の納付の遅延は平成 25 年度から発生していたが、債権管理の事務手続きとして定められている債権管理台帳の整備や、速やかな督促状の送付がなされておらず、納付の遅延という事実がありながら情報共有が十分に行われていなかった。

また、所属長においても債権の状況について確認及び指導を行うことがなく、所管課全体として納付の遅延が重大な事態であるという認識に欠けていたことから、債権を適切に管理するという意識が低い状況にあった。

イ 平成 27 年 5 月 13 日に、日本ロジテックは、支払うべき賦課金を納付しない事業者として経済産業省に公表されていたが、その情報の把握が遅れていた。債権の保全に対する意識が低く、契約相手方の状況について積極的に情報収集していなかったことから、日本ロジテックの資金繰りが悪化している兆候に気付くことができなかった。

ウ 日本ロジテックは、当時事業規模が特定規模電気事業者（全約 800 社）において小売販売量第 5 位という大手の事業者であったこと、全国の地方自治体で契約実績があったこと等の要因で、所管課としては信頼がおける事業者であると認識していた。

(3) 滞納となった事案への対応

《検証結果》

債権に関する情報の共有が確実に行われていたという状況にはなく、長期の滞納事案となって初めて関係課に報告が行われた等、組織として事案にあたるまで時間を要してしまった。

《検証内容》

ア 日本ロジテックとの契約においては、早期から電力料金の納付が遅延していた。

しかし、債権管理担当部局等関係課に相談するまで適切な債権管理が行われず、納付の遅延はあるが入金されるものと考えていた。

イ 今回の事案について、所管課が局内関係課に報告したのは平成 28 年 2 月 2 日であった。この時点で平成 27 年 10 月分及び 11 月分が滞納となっており、既に取りうる対応策は限られている状況であった。早期に局内外の関係課に報告をしていた場合、顧問弁護士等の専門家の助言・指導を仰ぐ等、より適切な行動に移ることができたと考えられる。

(4) 契約等における問題点

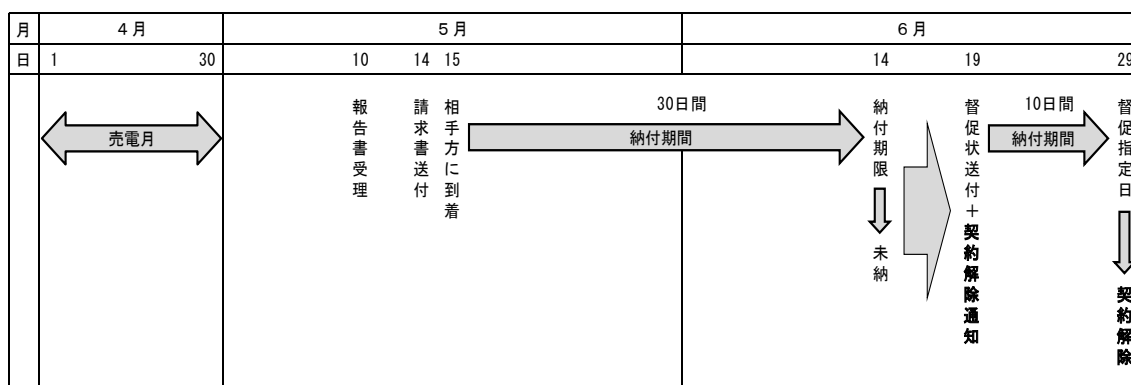
《検証結果》

一般競争入札により契約相手方を決定したことは、地方自治法に規定されているものであり適切であった。しかし、納付の遅延が続いていた状況を考慮すれば平成 26 年度以降の契約において適切な対応をとることができた可能性がある。

《検証内容》

- ア 特定規模電気事業者を含めた一般競争入札で契約相手方を決定したことは、地方自治法の規定を遵守した方法であり適切であった。
- イ 一方で、平成 25 年度から日本ロジテックと締結していた余剰電力売払契約に関して、既に一部の電力料金について納付が遅延している状況であった。平成 26 年度以降の契約を行う際の入札参加資格に「金銭債務の滞納がないこと」等の内容を盛り込むことにより、不適切な業者として入札から除外する方法を検討するべきであった。
- ウ 契約保証金について、市契約規則第 35 条第 3 号により免除としていた。本市では工事請負契約以外では契約保証金を納付させた案件が無く、他の売払業務や委託契約等に準じて免除としていたものであるが、余剰電力売払業務の特徴である、発電を止めることができないことや電力料金の納付まで引き渡しを行わないといった措置を取ることができないことを考えると、契約保証金によるリスクの低減を検討するべきであった。
- エ 電力料金の納期限は「請求書を受領した日から 30 日以内」として契約していたが、これは政府契約の支払遅延防止等に関する法律を参考として決定していた。しかし、電力料金の納付の遅延が発生した場合における契約解除までの期間等を考慮すると、納期限を短縮しておくべきであった。

【平成 27 年度の契約内容における、納付の遅延から契約解除までの流れ（例）】



※ 4 月分電力料金の納付が遅延した場合、すぐに督促状を送付し契約の解除を行うとしても、既にその時点で5月及び6月の電力を売払いしているため、3か月分の支払いが発生することとなる。

納期限を短縮することにより、未納となる電力料金の縮減が可能となる。

3 再発防止のための取組み

(1) 債権管理の徹底

余剰電力売払契約の事務の執行にあたり、債権管理の意識が低かったこと及び事務処理にあたり定められた事務の手続きを忘れていたことが認められた。

このため、債権管理に関するマニュアルの整備及び研修の実施による周知徹底により、債権管理台帳の整備や速やかな督促状の発送等、静岡市債権の管理に関する条例等で定められた事務手続きを確実に行うことができるように改めたところである。

また、出納の状況や事務処理の過程を所属長が確認及び指導し、その内容をチェックするとともに、債権を取り扱っているという意識を高めていく。

情報収集の徹底という点では、経済産業省の公表した契約相手方に関する情報を把握することが遅れていたことが認められた。このため、国の電力関連制度の改正等に関する情報を漏らさないようにするとともに、国や関連団体の主催する研修等に積極的に参加し、他の地方自治体との情報の交換を図るものとする。

《取組項目及び内容》

ア 職場内研修（OJT）による債権管理意識の向上

- ・ 債権管理について、静岡市債権の管理に関する条例等を基に、課内でマニュアルを作成するとともに、研修を行い職員に周知徹底した。

イ 適正な事務処理手続きの徹底

- ・ 出納の状況について、債権管理台帳の作成及び共有化により明確化した。
- ・ 債権管理台帳の内容及び事務処理の過程を所属長まで必ず報告を行うことにより、課内でのチェック機能を強化し、組織的な対応を行うよう改めた。
- ・ 督促は、静岡市債権の管理に関する条例施行規則第3条第1項に基づき、納期限後20日以内に文書で確実にを行う。

ウ 情報収集の徹底

- ・ 電力関連制度の法改正や通知等について積極的な情報収集に努める。
- ・ 国及び関連団体が主催する連絡会議や研修に積極的に参加し、他の地方自治体との情報共有を図る。

(2) 内部統制機能の向上

所管課において所属長を中心として債権を管理する体制を構築していく。具体的には出納の状況を債権管理台帳に記録後、報告を行うことにより、所属長が確実に債権の状態を把握できるようにした。

また、所管課内で定期的開催される会議にて出納の状況や契約相手方に関する情報について報告を行い、所管課内の全職員で情報の共有を図り、リスクが顕在化する兆候がないか、職員相互で指摘し、状況に応じた対策が打ち出せるよう改めた。さらに、契約相手方に関する情報の中で特に重要な情報を得た場合は、上司に報告を行っていく。

また、局内関係課への報告が長期の滞納事案となってから行われたため、債権が納期限内に納入されなかった段階で上司へ報告し、局の危機管理案件として対応をしていく。並行して庁内関係課に報告し、必要に応じて顧問弁護士等の専門家に相談するなど、早期に組織として対応していく。

《取組項目及び内容》

ア 課内の体制づくり

- ・ 出納の状況について、債権管理台帳の整備により明確化し、その内容について所属長まで必ず報告を行うよう改めた。
- ・ 出納の状況及び契約相手方に関する情報等について、課内会議で定期的に報告し、課内でのチェック機能を強化した。
また、重要な情報は局内で共有を図る。

イ 局内の体制づくり

- ・ 納付の遅延が認められた場合、ただちに上司に報告を行うと共に、庁内関係課に対しても情報共有を図る。

(3) 契約方法等の見直し

日本ロジテックは、納付の遅延がありながら次年度以降の契約に係る一般競争入札に参加していた。そのため、不適切な業者を排除できるよう、入札参加資格に「余剰電力売払業務において過去に金銭債務の滞納がない」旨の規定を加えるものとする。

事務処理及び情報収集の徹底等、それらの再発防止策を全て適切に行ったとしても、余剰電力売払契約には契約相手方が倒産した場合に数か月分の料金の未納が発生するというリスクが生じることから、その対策として、これまで免除としていた契約保証金の納付又は履行保証に関する保険の締結を契約相手方に要求するものとする。これらは、契約不履行の際に発生する損害金を補填するものであり、契約相手方における一定の信用度を担保するものとなることから、倒産リスクへの対応として義務付けていく。契約保証金額又は履行保証金額については、本市契約規則に規定され、建設工事の請負契約で運用されている、契約金額の10/100以上を設定し、契約書に明記する。

また、これまでの余剰電力売払契約を締結する際に使用していた契約書の条項についても、一部修正すべき点があることが認められた。契約課が使用している売買契約書に合わせ、「期限までに売買代金を納入しないとき」に契約解除できる旨を明記する。

納期限についても短縮することとし、仮に電力料金の未納が発生した場合でも契約の解除に至るまでの期間を短縮できるように改める。

《取組項目及び内容》

ア リスクの把握とリスク対策の実施

- ・ 一般競争入札の参加資格に「余剰電力売払業務において金銭債務の滞納がないこと」を加える。
- ・ 契約保証金の納付又は履行保証保険契約の締結を義務付ける。
- ・ 保証金の率は契約金額の10/100以上とし、その金額を契約書に明記する。

イ 契約書条項の見直し

- ・ 契約解除条項について見直す。
- ・ 納期限をこれまでの契約より短縮するよう改める。

(4) 国への要望

平成 28 年 12 月現在、国の登録を受けた小売電気事業者は 372 者に上り、その全てが本市の執行する余剰電力売払契約の一般競争入札に参加する可能性がある。しかし、膨大な数の小売電気事業者の経営状況を地方自治体が確認するというのは、現実的にはきわめて困難である。そのため、国が小売電気事業者の登録を行う際の審査体制を強化していただく必要があると認識しているところである。

本市も会員となっている公益社団法人全国都市清掃会議から、平成 28 年 6 月に資源エネルギー庁長官に対して当該登録小売電気事業者登録制度の拡充を求める要望を提出した。具体的には国において登録の際の経営状況を確実に審査していただくとともに、登録時点だけでなく定期的に経営状況を審査していただきたいという要望である。

4 関連する全庁的な取組み

(1) 債権管理 【滞納対策課】

- ・ 債権管理の意識の徹底、知識の習得

今回の事案を受けて市税の徴収など普段から債権管理事務を担当している所管課は別として、突発的に未収金が発生する所管課職員の債権管理に対する意識が希薄である面が見受けられた。本来、債権は地方自治法で公有財産、物品、基金と並ぶ財産と規定され、未収金になる前から債権であり、市民からお預かりしている貴重な財産であることを自覚していれば対応が異なっていたと思われる。

再発防止の取組みとして、従来から全庁の債権管理事務従事職員を対象とした研修を実施しているが、受講対象を当該事務に従事していない者にも広げることとする。

具体的な研修内容は、静岡市債権の管理に関する条例及びその施行規則に規定する債権管理台帳の作成、納期限後 20 日以内の書面による督促等の具体的な知識の習得と債権管理は他人事ではないという意識の徹底をしていく。

(2) 内部統制機能の向上 【コンプライアンス推進課】

- ・ 再発防止策の情報共有

今回の事案を受け、平成 28 年 2 月 29 日付けで、財政課とともに全課に対し「債権管理事務に係る適正な事務執行の確認について」という通知を發出し、適正な事務執行を行うよう指示をしたところである。

今後、今回の事案と対策を事例として紹介し、全庁的に情報共有を図るとともに、あらためて各職場の「リスク分析及び対応等のチェックリスト」を活用した業務におけるリスクの見直しや使用しているマニュアル等の定期的な見直しを指示し、同様の事案の再発防止に役立てていく。

(3) 契約 【契約課】

- 契約におけるリスクへの対処法

検証結果のとおり、今回の事案は地方公共団体の契約において原則とされている一般競争入札で契約相手方を決定しており、その手続きも適正に行われたと考えられる。

しかし、その金額や内容によって契約履行の確保が特に重要と思われる案件については、次のとおり検討、実施するように周知していく。

ア 入札参加資格の要件に「過去の実績（同規模契約の完了）」や「金銭債務の滞納がないこと」等を加え、不適格業者の排除が適正に行われるようにする。

イ 契約保証金又は履行保証保険契約の締結について、免除の可否を検討する。

ウ 未収金の発生リスクを考慮した納期限を設定する。

5 新たな契約方法について

現在、市有施設で使用する電力の調達は、庁舎等の一部の施設を除き、大半が中部電力と個別に契約を締結しており、電力の小売全面自由化後も調達先や価格等の契約内容の見直しがなされていない。

また、西ヶ谷及び沼上清掃工場における余剰電力は、小売電気事業者に売却しているが、その電力を市有施設で活用する仕組みは構築されていない。

このため、「庁舎等の市有施設で使用する電力の購入（以下「買電」という。）」及び「西ヶ谷及び沼上清掃工場における余剰電力の売却（以下「売電」という。）」の両契約を同一の小売電気事業者と一括して締結し、売電した電力を市有施設で使用する等方法を組み入れた新たな契約方法の実施を予定している。

買電及び売電の契約相手方が同一である場合は、契約相手方が倒産した際に相手方に支払う債務と相手方から支払われるべき債権とを相殺することができることから、本市が保有している債務について優先的に弁済を受けることが可能となる。

また、本市の買電金額は、売電金額より多額であることから、相殺が行われる状況においては債権が未回収となるリスクを著しく低減させる効果が期待され、契約保証金又は履行保証に関する保険によるリスク回避策に比べ確実に損害に対応できるメリットがある。

今後本市の電力に関する売買契約全体を見直した新たな契約方法を実施することにより、より確実にリスクに対応していく。

【日本ロジテック協同組合の概要について】

『代表者』	理事長 軍司 昭一郎
『所在地』	東京都中央区佃一丁目11番8号
『設立』	平成19年11月9日 (特定規模電気事業者：平成22年4月から)
『出資』	9,990万円
『主組合員』	スポーツ施設提供業 38法人 旅館・ホテル 36法人 老人福祉・介護事業 36法人 他 総数703 (H27.3.31時点)
『供給地域』	全国
『目的』	農産品・海産品・LED照明器・油脂類の共同販売 副資材及び電力の共同購買 官公需の共同受注事業 外国人技能実習生共同受入事業 ETCカード割引制度の共同利用事業 電気事業に係る発電所建設に関する債務の保証

日本ロジテックは、全国の地方自治体等から一括で調達した電力を、電力需要家である組合員のために低額で供給するという電力共同購買事業を行っていた。その他に外国人技能実習生の共同受入れ及びこれに関する職業紹介事業、ETCカード割引制度の共同利用事業なども行っていた。

1 環境局内検証部会関係課

環境創造課
ごみ減量推進課
廃棄物対策課
収集業務課

2 庁内検証委員会関係課

コンプライアンス推進課
政策法務課
契約課
滞納対策課
ごみ減量推進課
廃棄物対策課